

鳥取県人権施策基本方針第 3 次改訂（案）

平成 28 年 1 月 22 日
人権・同和対策課

目 次

基本方針改訂の経緯	・ ・ ・ P1
人権をめぐる社会の動き	・ ・ ・ P2
第1章 基本的な考え方	・ ・ ・ P5
第2章 人権施策の推進方針	
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	・ ・ ・ P7
2 人権啓発	・ ・ ・ P10
II 相談・支援の充実	・ ・ ・ P14
第3章 分野別施策の推進	
1 同和問題	・ ・ ・ P16
2 男女共同参画に関する人権	・ ・ ・ P19
3 障がいのある人の人権	・ ・ ・ P22
4 子どもの人権	・ ・ ・ P27
5 高齢者の人権	・ ・ ・ P30
6 外国人の人権	・ ・ ・ P33
7 病気にかかわる人の人権	・ ・ ・ P35
8 刑を終えて出所した人の人権	・ ・ ・ P38
9 犯罪被害者等の人権	・ ・ ・ P40
10 性的マイノリティの人権	・ ・ ・ P42
11 生活困難者の人権	・ ・ ・ P44
12 インターネットにおける人権	・ ・ ・ P46
13 ユニバーサルデザインの推進	・ ・ ・ P49
14 様々な人権	・ ・ ・ P51
第4章 人権施策の推進体制	・ ・ ・ P55
施策体系図	・ ・ ・ P56
〈資 料〉	
人権関係年表	・ ・ ・ P58
世界人権宣言	・ ・ ・ P83
日本国憲法	・ ・ ・ P87
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・ P91
鳥取県人権尊重の社会づくり条例	・ ・ ・ P93

基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに2度の基本方針の改訂を行いました。

平成16（2004）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年3月）と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」（平成11（1999）年2月）の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきました。

また、平成22（2010）年には、新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした第2次改訂を行い、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら取組を進めてきたところです。

その結果、地域、学校、職場などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われ、相談窓口や分野別施策も充実してきています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組により、障がいのある方等などの社会参画も進んできていますが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、人権をめぐる社会情勢の変化により、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになっています。

平成26（2014）年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」の「一人ひとりの人権が守られていると思いますか」との設問に対し、51%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答していますが、一方で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と25%の人が回答しています。

これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント（注1）等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第3次改訂を行いました。

（注1）パブリックコメント：公的な機関が規則等を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す

人権をめぐる社会の動き

1 国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ・その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効あるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等など、多くの条約や規約が採択されました。
- ・人権教育・啓発については、平成6（1994）年の第49回国際連合総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ行動計画がスタートし、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められてきました。平成22（2010）年から平成26（2014）年まで第2フェーズ行動計画が実施され、高等教育のあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者等などの人権研修に重点をおく取組が展開されました。

2 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・同和問題については、昭和40（1965）年、同和对策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和对策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・このような同和問題の解決に向けた取組に続いて、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢社会対策基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等などの法律が整備が行われ、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等などを批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・「男女共同参画社会基本法」「障害者基本法」「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢社会対策基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の法整備が行われ、

~~様々な人権に関する施策が進められてきました。~~

~~← 同和問題については、昭和40（1965）年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。~~

- ・ 人権・啓発教育については、「人権教育のための国連10年」の決議が採択されたことを受け、平成9（1997）年、『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定されました。
- ・ この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等などの重要課題への対応が示されました。
- ・ 平成8（1996）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。
- ・ 人権擁護施策の推進については、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・ この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について調査審議され、前者は平成11（1999）年7月、後者は平成13（2001）年にそれぞれ答申がありました。
- ・ 平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・ その後、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」、「犯罪被害者等基本法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「障害者を理由とする差別解消の推進に関する法律」など、人権に関わる法律が策定されました。
- ・ 平成23（2011）年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組が追加されました。

3 県内の動向

- ・県内においては、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内のすべての市町村において、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、平成8（1996）年に本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」（現在は公益社団法人（公社）鳥取県人権文化センター）がを、県内の人権に関する啓発・相談・研究等などの業務を補完するを行う中核機関として設立されました。
- ・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を設置しました。
- ・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。
- ・その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第1次改訂」に基づいて、「鳥取県人権教育基本方針」を策定（平成24（2012）年改訂）し同和教育で培われてきた原則を基底に位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進してきました。
- ・平成17（2005）年10月に人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が平成17（2005）年10月に議員提案で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と平成18（2006）年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。
- ・このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18（2006）年2月定例県議会で条例の施行停止と見直し事業を提案し、成立し可決されました。
- ・その後、平成18（2006）年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の事実の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19（2007）年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。
- ・この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21（2009）年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（「第2章－Ⅱ相談・体制支援の充実」を参照）を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

第1章 基本的な考え方

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されてきました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認識され認められてきています。例えば、「~~プライバシー権~~」（~~マスコミの発達、コンピュータなど情報技術の進歩がもたらした私生活への侵入を背景とした、自己に関する情報をコントロールする権利~~）、「~~環境権~~」（~~高度成長による環境悪化を背景とした、良好な環境の中で生活を営む権利~~）、「~~自己決定権~~」（~~管理社会化の進行と国民の権利意識の高まりを背景とした、一定の個人的な事柄について公権力などの干渉を受けることなく自ら決定する権利~~）などがあります。

健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穏を確保し、自己に関する情報をみずからコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」などがこれにあたります。

本県の施策が対象とすべき「人権」この基本方針は、これらのあらゆる「新しい人権」をも視野に入れた「人権」を対象としま幅広いものです。

1 人権尊重の基本理念

鳥取県は、日本国憲法の精神のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない社会」の実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

(1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、人権侵害、差別意識等などは解消されていないことが何うかがえます。

人の心理面における差別（いわゆる差別意識）、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱いなど等の差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を深め、それ

らを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

鳥取県では、ユニバーサルデザインの視点にたった施策を積極的に推進しています。

ユニバーサルとは「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが～しやすい」「だれもが～できる」という意味で使われます。

誰もが利用しやすいように製品、建物等などをデザインする、といった、ユニバーサルデザインの考え方を、社会のしくみや制度にまで発展させた「ユニバーサル社会」、すわなち、年齢、性別、言語などの違いや障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現をめざします。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針（人権施策基本方針）であり、県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業など等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、本県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は及び各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

国や市町村の取組はもとより、県民、関係団体、NPO等民間団体、企業等の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。

第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいい、学校・家庭・地域その他の様々な場を通じて、県民がその発達段階に応じ、自他の人権を大切にすることに対する理解を深め、これを体得することができるようにすることです。(人権教育・啓発推進法第2条、第3条)。

1 人権教育

【現状と課題】

- 我が国においては、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権教育を通じて育てたい資質・能力(「知識」「技能」「態度」)及び人権教育の指導方法の基本原則(「参加」「協力」「体験」)が示されました。
- 県教育委員会では、昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年には「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。
- 平成7(1995)年には、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。
- 平成16(2004)年には、「鳥取県人権施策基本方針」に基づき「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年には、国の「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」で示された内容を踏まえながら「鳥取県人権教育基本方針」を改訂し、その中で、本県がめざす人権教育の姿を、「同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける」とともに「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」と示しました。
- 平成27(2015)年には「公職選挙法」が改正され、公職の選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられ、児童生徒に主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育がより一層重視されるようになりました。
- 本県の学校教育においては、全ての学校で「人権教育全体計画」「人権教育年間指導計画」が策定されているなど、学校としての組織的な取組を推進する体制が整備されています。
- 本県の社会教育においては、全ての市町村で人権教育推進協議会等が組織化され、人権教育研究会等が実施されているなど、地域における人権教育の推進体制が整備されています。
- 「鳥取県人権意識調査(平成26年5月)」によると、人権意識を高めるために必要な取組として、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が64.5%、「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が55.4%と高い割合を占めています。
- また、学校教育で人権尊重の心を育てるために必要なことについては、「人や命を大切にすることや態度を育むという視点の教育を進める」と答えた人が67.2%、「差別やいじめをすることは悪いことであるという意識を持たせる教育を進める」と答えた人が44.5%、「さまざまな人権の視点を入れながら、総合的に教育を進める」と答えた人が38.8%となっています。

○研修会や地域の学習会への過去5年間の参加状況については52.67%の人が「参加した」と答えています。研修会へ参加した感想については「人権問題は日常の生活や仕事と深く関わっていることに気づいた」と答えた人が46.9%、「差別や人権侵害の実態がよくわかった」と答えた人が39.6%ある一方で、「そうはいつでも差別はやはりなくならないと思った」と答えた人が27.2%、「毎回同じような話でつまらないと思った」と答えた人が12.7%ありました。

【施策の基本的方向】

(1) 人権教育の指導(学習)方法・内容の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度は、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

そこで、これらの知識・技能・態度を育成するために、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導(学習)方法・内容の工夫・改善に努めます。

<学校教育>

意図的な指名で活躍する場を与えて児童生徒一人一人に自己存在感を持たせたり、誰もが良さや弱さを持っているという認識に立った共感的人間関係を育成したり、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるよう自己選択・自己決定の場を設定したりするなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、それを人権尊重の実践行動につながられるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立って考えさせたりするなど、指導内容の工夫・改善に努めます。その際、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをとおして、人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度を育てられるよう留意します。

<社会教育>

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、家庭や地域の教育力の向上につながる学習となるようPTA研修・小地域懇談会等の学習方法の工夫・改善に努めます。

また、普遍的な視点からの権利を基礎にすえた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権を物差しとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるよう、PTA研修・小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

(2) 評価の指標を明確に定めたPDCA(注2)サイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していきます。

見直しに当たっては、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておき、人権教育の推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民(citizen)による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めます。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することを大切にします。

<学校教育>

人権尊重の視点に立った学校づくりが効果的に進められるよう、第三者評価、学校関係者

評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、学校の人権教育の評価にかかわる体制を整備することを大切にします。

その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくよう努めます。また、児童生徒の自己評価アンケートを実施するなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

<社会教育>

人権尊重の視点に立った「子育て・親育ち」や「まちづくり」が効果的に進められるよう、評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価アンケートを行うなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

また、事後研修会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うよう努めます。その際、成果や課題について児童生徒の保護者や地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすとともに、評価した内容について、広報誌、冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えることを大切にします。

(注2) PDCA：plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善・見直し）の頭文字を取ったもので、事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方

2 人権啓発

(1) 県民に対する啓発

【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPO等民間団体への人権啓発活動の支援、ふれあいや体験研修の実施機会創出など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるよう、演劇や演奏、映画など気軽に参加でき、理解しやすい手法による啓発を行っています。
- また、参加者が啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度に繋がるよう、ワークショップ等を取り入れた研修を行うなど、啓発手法の創意工夫に努めながらとした人権啓発手法を展開しています。
- しかし、「鳥取県人権意識調査（平成26年5月）」によると、人権問題に関する啓発物を「ほとんど読んだり見たりしたことはない」「まったく読んだり見たりしたことはない」と答えた人は43.1%で、そのうち24.3%の人がその理由として「気がつかなかったから」と回答しています。また、過去5年間に研修会へ参加したことがないと回答した人は46.1%となっています。
- 約4割の県民に、啓発に関する情報が伝わっていないことがおらず、結果、講演会、研修会への参加状況にも影響するものと思われます。
- 啓発の機会を多くの県民に周知し、それらの情報が受け止められることが重要です。
- 一方、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や行言動を直接見聞きしたことがあると回答した人は19.418.6%で、その中でもうち80.1%の人が、「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な行言動」を見聞きしたと回答しておりました人は80.1%で、身近な場所で差別的な発言等が行われています。
- また、見聞きした人の中で、「差別に気づき、間違っていることを説明した」と回答した人は19.9%でした。
- 「同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」と回答した人は17.8%ですが、その中でうち34.7%の人は、子どもの結婚に対し、「こだわりがある、反対」と回答しています。このように、差別に対する認識等が実際の行動につながっていない実態がうかがえます。
- 一人ひとりが自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 効果的な啓発・情報提供

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業などと連携・協働して啓発活動を推進します。あわせて、身近な地域の実情に沿った啓発も推進します。

また、人権尊重意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県政だよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行い、情報提供に努めます。

2 効果的な啓発手法

(公社)鳥取県人権文化センター等と協力し、人権感覚を体得し人権意識を高める観点から、県民が主体的・能動的に参加できるよう、「参加型学習」などの啓発手法を積極的に検討・推進します。

(2) 企業への啓発

【現状と課題】

- 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility、略称CSR) への関心が高まる中、人権への配慮が重要となってきました。
平成25(2013)年6月には、「障害者差別解消法」が制定されるとともに「障害者雇用促進法」が一部改正され、障がいを理由とする「差別的取扱い」の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、雇用の分野における「差別的取扱い」の禁止や合理的配慮の提供義務等が定められ、平成28(2016)年4月から施行されました。
- また、平成27(2015)年8月には「女性活躍推進法」が成立し、事業主に対して女性の活躍に向けた行動計画の策定等が義務付けられました(中小企業は努力義務)。
- 本県においては、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の選任を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとした人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。(平成27年3月31日現在推進員の選任状況:選任対象事業所数 3,062、選任事業所数 2,541、選任割合 83.0%)
 - ・ また、企業等で構成する「人権啓発企業連絡会」等は人権問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などを実施しています。
- しかしながら、依然として企業等において差別事象や「パワーハラスメント」や「セクシュアルハラスメント」などの人権侵害が発生しているといった現状があります。
- 企業は、差別のない一人ひとりの人権が尊重され、働きやすい職場づくりに取り組むことが求められています。

- また、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており、県では「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を作成し、この解決に向けた取組みを推進しています。
- 事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育・啓発を積極的に進める必要があります。

【施策の基本的方向】

1 事業主等への人権啓発

企業においては、人権が尊重の意識の高いされる職場づくりや人権を大切にされた組織づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。

「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」などにより定められた差別の解消や社会的障壁の除去等に向けた措置等が、企業等において適切に行われるよう制度の周知・啓発などに努めます。

また、国、県、市町村、(公社)鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら企業等に対して企業の社会的責任などを啓発し、積極的な取組を指導します。

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力し、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を行います。

2 公正採用選考に関する取組

公正採用選考人権啓発推進員の選任企業の増加に努めるとともに、推進員が職場内で活動しやすい体制の整備を指導していきます。

また、すべての人の就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立を図るよう企業等に対して指導・啓発を行います。

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

【現状と課題】

○人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する啓発の推進が必要です。

【施策の基本的方向】

ア 医療・保健関係職員

医療保健関係職員の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセントの徹底やプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

イ 福祉関係職員

福祉保健関係職員の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場に立たったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

ウ 教職員

教職員の言動は、児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。従って、教職員は、児童生徒の人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために研鑽を積むことが求められます。

このため、教職員のキャリアに応じた研修、授業研究会等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、内容を充実させ、教職員に必要な資質・能力の育成に努めます。

エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、市町村・民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

オ 警察職員

警察職員の業務は、個人の生命・身体や財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者

の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたるなど多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務を遂行できるよう、研修の充実に努めます。

カ 消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動等など住民の生命と財産を守る重要な役割を担っているなどおり、県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は、人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。

II 相談・支援の充実

【現状と課題】

- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、人権尊重の社会づくりに必要と思う行政施策について「人権が侵害された人や社会的に弱い立場にある人のための相談体制を充実する」が40.2%、また差別や人権侵害を受けたときに国や県、市町村の相談窓口へ相談したいと思う人は、26.4%に上っています。
- 県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援など等が適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。
- 「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」による支援等——
県では、人権相談について、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受けて、平成21年度から「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県下3か所の人権相談窓口で次のとおり総合的に対応しています。
なお、相談件数は制度開始当初は相談件数が単年度300件に届きませんでした。近年は450から500件を超える相談件数となっています。
 - ・関係機関の紹介や当該機関への同行、紹介後の状況把握などきめ細かい支援
 - ・法律、臨床心理、教育、福祉など多様な第三者有識者の専門的な知見と関係機関の連携
 - ・関係機関による定期的な連絡会議を開催して、各関係機関の対応事例、頻発事例などを共有した解決の促進や迅速適切な対応
 - ・ケース会議開催など複数の関係機関の連携を促進して効果的、総合的な支援
- 個別の人権課題についても、それぞれ相談・支援窓口を設けて対応することとし、関係機関とのネットワークの構築など等、その充実に努めています。ただし、人材の確保が困難なことなどにより窓口設置が進んでいない課題もあります。
- 人権救済制度の確立の国への要望
平成13（2001）年5月、国の人権擁護推進審議会は、新たな人権救済制度の創設について答申し、その後何度か法律制定の動きがありましたが、いまだ実現成立していません。人権救済制度の確立は大きな課題として残っており、県、市町村等は国に対して継続的に要望しています。
 - ・平成14（2002）年「人権擁護法案」提出
 - ・平成17（2005）年「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」提出
 - ・平成24（2012）年11月「人権委員会設置法案」提出※いずれの法案もそれぞれ衆議院解散により廃案

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実

(1) 活用しやすい環境づくりの推進

①相談窓口の一層の周知

周知する際の媒体や対象、また、関連する相談窓口の一括広報など情報発信の方法を工夫して、一層の周知を図ります。

②相談場所、相談時間等などへの配慮

必要な時に、気軽に安心して相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所、必要に応じて休日夜間などの相談時間などに十分に配慮します。

(2) 関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることも少なくなく、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、必要に応じて協力して対応するなど、関係機関の連携が求められています。

例えば市町村には児童福祉法に基づき、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等に関して適切な保護を図るために、情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童地域対策協議会」が置かれており、児童福祉、保健医療、教育、警察司法、人権擁護等などの関係機関が情報の共有化を通じて役割分担しながら支援を行うこととしています。が、その他の人権問題についても、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPOなど等の民間機関との緊密な連携、協働を一層推進するよう努めます。

(3) 相談員の資質向上、相談者本位の対応

相談、支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かない、相談者の心情に配慮し、豊富な知識に基づいた対応が求められます。

① 関係職員相談員等に対する研修の実施

関係職員や相談員等に対する研修を行い資質の向上を図り、相談者の立場に立って相談、支援の実効性を高めるよう努めます。

② 公平な立場の有識者の専門的知見の活用

高い専門性が求められる相談には、法律、臨床心理などの有識者の専門的知見を活用しながら、複雑に絡み合った問題を公平な立場から整理しるとともに、有識者が公平な立場から相談に応じる相談者の納得を得られるような本位の対応に努めます。

(4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応

県民が直面する問題は、同和問題、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また、複数の問題が関連する場合も少なくなく、相談内容を限定することなく受け付けて、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口を設けて相談者を支援することが重要です。

2 地域の実態を把握した実効性のある救済制度の確立の国への要望

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要ですが、捜査権条例の効力がおよぶ範囲の限界や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界があるので、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立について、引き続き国に要望します。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

- 昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 「同和对策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14（2002）年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たっては、平成14（2002）年2月に「今後の同和对策のあり方」を定めました。同和地区の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、「差別があるかぎり同和问题解決のために必要な施策について適切に対応していく」こととし、その後も同和行政を積極的に推進しています。
- 近年の世界的な動きとしては、国連の人種差別撤廃委員会「人権の促進と保護に関する小委員会」は、平成12（2000）年に、関係政府に対して職業及び世系に関する差別を禁止し、救済を図るための措置をとること、また、差別行為に対して刑事罰を含む処罰・制裁を行うことなどを勧告しました。職業及び世系に基づく差別の慣行に従事したものに法的処罰・制裁を行うことなどを求める決議を採択しました。その後も、国連の人種差別撤廃委員会は、日本政府に対して部落差別撤廃のための取組について勧告を行っており、平成22（2010）年には、政府の中に部落問題を取扱う機構を設置することや戸籍の不正取得を厳しく禁止するなどの法整備を行うよう勧告してまいりました。また、平成26（2014）年には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）」に関する自由権規約委員会において、日本政府からの報告に対する最終見解が採択され、同委員会は日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱道するすべてのプロパガンダ（宣伝）の禁止等について勧告しました。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）の結果では、「県内に存在していると思う人権問題について」との問いに対し、「同和問題に関すること」が最多（57.8%）でした。「部落差別の現状に対する考え方」については、「差別意識が現存している」又は「差別意識は解消されていない」との回答が全体の半数を超える52.3%でした。また、住宅の購入における「同和地区にある物件に対する忌避意識（を避けようとする意識）」については、19.7%が「物件が同和地区にあったら避ける」と回答した一方で、逆に「物件が同和地区にあっても、条件があえばこだわらない」と回答した人は44.8%にとどまっており、県民の同和地区に対する忌避ある物件を避けようとする意識が今なお残っていることがうかがえます。また、子どもが結婚する際に相手の身元調査を行うことについて、「やむを得ないと思う」「どちらかといえばそう思う」と、身元調査を容認する県民が32.3%にのぼり、結婚問題についての差別意識がなお存在しています。
- 同和地区における就労の状況については、隣保館での聞き取りや県内の自治体の調査では不安定就労の割合が高いという結果が出ています。また、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）でも、就労面などの格差があるとの回答が21.6%ありました。

○同和地区かどうかの土地の問い合わせや、差別発言、差別落書き、差別投書などが県に報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為も依然として行われています。インターネットは、その特性上、いったん公開された情報は瞬時に広範囲に拡がりすべて削除することは不可能です。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダ（注3）やサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに止まり、その情報の削除は原則としてプロバイダの判断に委ねられており、同和地区に関する情報等をもとにした差別を助長する内容の掲載に適切に対応するために、実効性のある措置が求められているところです。

○差別意識偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得について、平成20（2008）年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しました。全国的に不正取得をしていた調査会社が、平成23（2011）年から24（2012）年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していたことが分かっています。

このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に住民票等の写しを交付した場合に、本人にその事実をお知らせする「本人通知制度（注4）」の導入が進み、鳥取県では事前登録型の本人通知制度を平成25（2013）年8月1日をもって全市町村導入済みです。ただし登録者数は少なく、制度の周知等を進める必要があります。

※注3）プロバイダ：インターネットへの接続サービスを提供する事業者

※注4）本人通知制度：市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分と部落差別とのかかわりを考える中で、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めながら自己実現を図っていけるよう、児童生徒の実態を適切に把握しながら、指導内容・指導方法の工夫改善を進めます。

社会教育では、小地域懇談会や各種研修講座等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、教育の取組の充実に努めます。

また、部落解放月間（7月10日～8月9日）、身元調査お断り運動（注5）、宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針、えせ同和行為（注6）の排除など、各種の啓発の取り組みについて、より効果的な手法等を検討しながら引き続き実施します。

さらに、差別意識偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型「本人通知制度」が導入されています。この制度の周知に努めます。

（2）隣保館における相談機能等の充実

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターであり、その基本事業のひとつとして、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行うことが位置づけられています。

今後もその必要性を考慮しその役割が果たせるよう、相談・支援活動の充実や職員の資質向上について支援を行います。

(3) 就労の支援

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題をはじめとする人権問題についての情報交換と協議を行い、すべての者の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ります。

また、事業所(企業)に対し、公正採用人権啓発推進員の設置を呼びかけ、推進員への研修を実施し事業所内における人権意識の高揚と、差別のない合理的な基準による採用選考を推進します。

産業に対する支援は、関係団体と連携を図り地域の実情にあわせた支援を実施します。

(4) 差別事象等への対応

県が設置、管理する公共施設(ウェブサイトも含む)に対する差別偏見や差別に基づいた人々の心を傷つける差別落書きについては、差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に基づき従って対応します。

さらに、市町村から報告のあった事象も含めて、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会である差別事象検討小委員会において、差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行います。

また、問題解決の一助として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を活用した相談対応も行います。

インターネット上での差別を助長する行為など、既存の枠組みでは解決が難しい問題については、事業者や関係団体への要請のほか、法改正などの実効性のある防止策について国へ働きかける等の対応を行います。

(5) 関係団体との連携

(公社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係団体との連携・協働をさらに進めるとともに、これらの団体が行う調査研究、人材養成、学習資料作成等などの取組に対して支援し、その充実を図ります。

(注5) 身元調査お断り運動：結婚や就職に関する身元調査など、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

(注6) えせ同和行為：同和問題を口実にして高額な図書を売りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為

2 男女共同参画に関する人権

【現状と課題】

○国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」等、男女間の暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規制に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度の整備を推進してきました。さらに平成27年（2015）年に、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を自治体や民間事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性活躍に向けた動きが拡大しています。

○本県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12（2000）年「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13（2001）年に「鳥取県男女共同参画計画」、その後平成18（2006）年に「第2次鳥取県男女共同参画計画」及び、平成24（2012）年に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました。

また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13（2001）年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援等などの事業を実施しています。

○「鳥取県男女共同参画意識調査」（平成26年8月）によると、「男女の地位の平等感」について「学校教育」を除く「社会通念・習慣」、「職場」など様々な分野で『男性優遇』と感じている人が多く、依然として男性優位の状況にあるといえます。また、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について「賛成（「どちらかといえば賛成」を含む）」の割合が過半数を占めており、男女別でみた場合、男性の方が「賛成」と回答する割合が高くなっています。（*表1）

『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）50.3%

『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）36.6%

となっており、

*表1：「男性は外で働き、女性は家庭を守る」

単位：%

	賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
女性	43.7	39.7	16.5
男性	58.2	32.4	9.3
全体	50.3	36.6	13.2

私たちの日常生活の中には、「男性は仕事、女性は家庭」などのように、性別により固定的に役割を分担する考え方が依然として根強く残っており、男女の生き方や働き方などを様々な形で制約しています。固定的性別役割分担意識や社会の様々な分野に残っている不平等感が解消されていくよう、男女共同参画に関する認識を深め定着させる普及・啓発活動を行っていくことが重要です。

○鳥取県警察本部調べによると平成26年の自死者数は、総数114人、男性86人、女性28人となっています。自死者が男性に多いという点で、男性の心身の健康なども含めた相談窓口の充実が求められています。原因・動機別に見ると、「健康問題」が最も多くなっており、次いで「家

庭問題」「経済問題」の順になっています。自死にいたる要因はさまざまですが、「女性はこちら、男性はこちら」という男女の固定的な役割分担意識が、男性が生きづらさを感じる要因につながっていると思われます。

○鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると51.8%が結婚、出産、子育てにより女性が仕事を続けにくいと感じています。また、女性が安心して働くことを妨げるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを行うマタニティ・ハラスメント等も課題となっています。平成25（2013）年に実施した「鳥取県少子化アンケート」の結果では、子育てのための勤務時間の短縮や育児休業を気兼ねなく利用できる職場の雰囲気づくりが必要との回答が多くなっており、男女が共に子育て等を担うことができる職場環境の整備や性別による不利益な取扱いを受けることなく、個性と能力を生かして働くことができる職場環境づくりを進めていくことが必要です。

○配偶者等からの暴力（DV）に関わる相談は、平成26（2014）年度は863件で、前年度より71件減少しています。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年8月）によると、女性の29人に1人、男性の81人に1人が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えています。また、交際中の男女間の暴力（デートDV）も問題化しており、若者を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。

○性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年8月）によると、女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害者への支援体制の構築が必要ですが、性暴力被害に関する法律は制定されておらず、性暴力被害者支援に関する仕組みが整備されていません。支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。

○男女間の暴力等は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係心理的な支配など、男女が置かれている状況が背景にあり、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識を更に広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。

【施策の基本的方向】

（1）教育の推進

学校教育では、男女が共に能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を考えられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、固定的な性別役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する教育の取組の充実に努めます。

（2）啓発・支援体制の充実

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が、男女共同参画の推進に関する拠点施設として、その機能を十分に発揮していくため、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営、男女共同参画に関する情報収集、活動支援や相談等に努めます。

また、男女共同参画に関する相談・支援を行うため、各種相談窓口が連携して、それぞれの

状況に応じ、安心して相談できる体制を整備します。

(3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会など付属機関においては、審議会の構成や充て職の見直し等により、引き続き女性の登用に努めます。

また、県の管理職においては、能力・実績に基づいた登用、職域拡大を引き続き進めるとともに、市町村における取組を推進するため、情報提供に努めます。

企業等、各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進するため、企業等の自主的な取組に対して支援を行うとともに、情報提供や研修会など等を行います。

自治会など地域・団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

(4) 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう努めます。また、自営業で働く女性の労働環境の整備に努めるとともに、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための研修や事業主として取り組むべき措置等について普及啓発を進めます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事、家庭、地域活動を担うことができるように、企業経営者等への理解や取組を促すとともに、多様な働き方を選択・実現できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

また、男性が家族の一員として、家事や育児など家庭における役割を担うことができるよう広報や啓発を行います。

さらに、働きながら安心して子育てできるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図ります。

(6) 男女間における暴力の根絶

暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じた普及啓発を進めます。

性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるような環境整備に努めます。また、被害者への適切な対応を行うため、関係機関への性暴力に対する理解を深め、二次的被害の防止に努めます。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するための研修や事業主として取り組むべき措置等について普及啓発を進めます。

3 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18（2006）年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では、平成19（2007）年に同条約に署名、その翌年の平成20（2008）年に同条約は正式に発効しました。
- 同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」には、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、施設管理者にとって過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整（仮設的スロープの設置等の物的対応や人的対応）等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。
- 日本国内では、同条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい者当事者等の意見も踏まえ、平成21（2009）年に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととなりました。こうした中、平成23（2011）年には同条約の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。
- その後、さらに「障害者総合支援法」の成立、「障害者差別解消法」の成立および「障害者雇用促進法」の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成26（2014）年1月に同条約を批准しました。
- 「障害者差別解消法」は、障害者基本法第4条に基本原則とされた「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。
- また、平成24（2012）年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。
- また、障がい者の雇用状況はですが、平成26（2014）年6月1日現在で、鳥取県（知事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部）の法定雇用率はそれぞれ達成済みですが、従業員が50人以上の県内事業所の約5割が、障がい者法定雇用率（2.0%）を達成していません。平成30（2018）年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者のより一層の理解が求められます。
- また、障がい者の雇用状況ですがについては、平成27年1-1月鳥取労働局による平成27年「障害者の雇用状況」集計結果報告によると、平成27（2014）年6月1日現在で、鳥取県（知

事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部)の法定雇用率は1機関(※病院局)を除いてで未達成しましたが、民間企業については、従業員が50人以上の県内事業所の約5割が、障がい者法定雇用率(2.00%)を達成していません。平成30(2018)年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者のより一層の理解と、雇用の場の創出や離職防止のためのが求められますと環境整備に向けた行政による支援が必要です。

○一方、県内の障がい者数は増加傾向(※1)で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。また、県内の発達障がいの診断を受けている幼児・児童・生徒の数も継続的に増加(※2)しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

—(※1)障がい者数の推移:(全体)H22:47,903人→H25:49,588人、(身体)H22:30,722人→H25:29,699人、(知的)H22:4,849人→H25:5,055人、(精神)H22:12,332人→H25:14,834人 出典元:鳥取県障がい者プラン(H27.3)

—(※2)(発達)H22:1,573人→H25:2,313人 「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査」より

○一方、県内の障がい者数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。その中でも、精神障がい者数については、大きく増加しており、今後も通院患者を中心に大幅に増加することが見込まれています。

—(※1)出典:元は鳥取県障がい者プラン(H27.3)。県内障がい者数は身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)、知的障がい者(療育手帳所持者数)、精神障がい者(入院患者数(精神保健福祉資料:6月末調査)及び自立支援医療受給者数)の合計。

○また、県内の発達障がいの診断を受けている幼児・児童・生徒の数も継続的に増加(※2)しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

—(※2)出典:「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査」より

○本県でも、この権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。

○こうした中、本県では、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指して「あいサポート運動」を平成21(2009)年に開始し、その取組は徐々に他の自治体にも広がりを見せており、全国にあいサポーターが約26万人(平成27(2015)年8月末現在)、また、あいサポート企業・団体数も892団体(平成27(2015)年4月末時点)と増えており、こうした草の根的な活動を継続していく必要があります。

○また、本県では、平成25(2013)年に全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。条例制定により、手話やろう者に対する県民への関心が高まり、障がいのある人からは「手話が認められたこと、ろう者が認められたこと」という自信が生まれました。また、こうした取組は、その他多くの障がいや障がい者に対する県民意識の向上に繋がるものと認識しています。

○障がい者の社会参加に係る取組について、平成26年度に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化際とっとり大会)」を開催し、障がい者が暮らしやすい社会づくりへの飛躍を遂げることが出来ました。また、全国で初めて障がい者アスリートの強化指定選手制度を設けるなど、2020東京オリンピック・パ

ラリンピックを見据えた障がい者スポーツ施策について展開しているところです。

○なお、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）結果では、障がいのある人の人権について、「障がいや障がいのある人への理解や認識が不十分」と回答した人が全体の約5割、各障がい別においても「障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発の推進が必要」と回答した人が全体の約5割となっています。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、共生社会の実現のため、障がいのある人や家族、支援者との交流等を通して、障がい者差別の問題は社会全体の課題であるという認識を深め、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。そして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築をめざして、特別支援教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生きることができるよう、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインに対する理解や普及等を促進する教育の取組の充実に努めます。

障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていく「あいサポート運動」について、県民等への周知及び広報を更に進めることにより、県内のあいサポーター、あいサポート企業・団体の更なる増加を図るとともに、この運動を全国に広げるため他の自治体（※）への働きかけを積極的に行います。

※連携自治体：鳥根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、埼玉県秩父市近隣1市4町

また、平成28（2016）年4月に施行された障がいを理由とする差別の解消を目的とした障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等、制度の周知を図ります。

（2）相談支援体制の充実

市町村が設置する地域生活支援センターにおいて、障がい者及びその家族に総合的な相談支援を行います。その他、県の機関で専門的な相談等を行うほか、相談支援専門員や身体・知的障害者相談員による相談対応など、市町村と連携して様々な相談体制を整備します。

（3）権利擁護の推進

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害福祉サービス事業所等への研修及び実地指導の実施により、事業所における虐待予防、早期発見等に努めます。また、市町村及び鳥取労働局等関係機関との連携や、広く障がい理解への啓発を通じて、養護者・使用者に係る虐待防止への取組を進めていきます。

また、障がい者の権利利益を保護するため、成年後見制度（※7）の適切な利用促進に向けた取組を進めます。

(4) 障害者差別の解消法施行に向けた取組

障害者差別解消法では「障がいを理由とする差別的取扱い」及び「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供」を禁止しています。法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や、平成28年4月の法施行に向け、県職員対応要領の作成に基づく適切な対応、民間事業者等への制度の周知・啓発の実施、地域協議会（※）の開催等の準備を行います。また、施行後も引き続き、制度の周知・啓発を行うとともに、適切な相談対応等の実施など、法の運用が適切に行われるよう、各種取組に努めます。

※地域協議会：法務局、労働局及び県人権局などの関係部署、並びに当事者団体、教育・医療・福祉の関係機関、事業者、法曹等にご参集頂き、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有、協議など、様々な取組を行うことを予定。

(5) 社会参加と雇用の推進

平成26年度に開催した「あいサポート・アートとっとりフェスタ」の大会成果を引き継ぐべく、障がい者芸術・文化振興の取組を進めます。また、障がい者スポーツ振興については、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き強化指定の実施や指導力の向上、キャンプや大会の誘致などを行っていくとともに、障がい者スポーツの裾野を広げるための各種取組を積極的に実施していきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がいのある人それぞれの状況に応じた一般就労に向けた支援を行うとともに就労継続支援事業所等における工賃の向上に向けた支援を推進します。

また、年々、障がいのある方の就業者数は増えていますが、一方で離職率も高い状況にあります。また、平成30年（2018）度には、精神障がい者が法定雇用率算定基礎に加えられることとなっていることなどを踏まえて、県では「障がい者新規雇用1000人創出に向けたロードマップ」（平成27（2015）年から30（2018）年度の4年間で障がい者就業者数1000人増を目指す計画）を策定し、新規雇用・定着支援などの雇用創出に向けた取り組みを行っていくこととしています。

(6) 暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいに配慮した情報提供の充実化等を図ります。また、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションを取ることが重要であり、手話の普及や環境整備のための取組や、障がい者への情報アクセス・コミュニケーション支援（※）を推進します。

※情報アクセス・コミュニケーション

視覚や聴覚、音声機能などに障がいがあり、文字や音声などの情報へのアクセスや意思疎通に困難を抱える者に対して、その困難を取り除くために行う支援。

(7) 特別支援教育の充実

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員(注8)や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進等など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

(8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

精神障がいは、適切な治療の継続により症状の安定を図ることが可能であるなど、精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を行うことにより、県民の精神障がいへの誤解、偏見及び差別を解消するような取り組みを進めます。

また、精神疾患に対する適切な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を適切に実施するとともに、休日・夜間等の精神科救急医療体制を整備するなど、精神科医療の充実を図ります。

※(注7) 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の希望を尊重しながら、後見人等が代わりに手続きを行うなどして支援する制度

※(注8) LD等専門員：学習障がい(LD=Learning Disabilities)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD=Attention Deficit /Hyperactivity Disorder)、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う教員・事務局職員

4 子どもの人権

【現状と課題】

○平成6(1994)年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、児童虐待防止など子どもの権利擁護に努めてきていますが、なお、子どもの権利が尊重されていない状況があるとして、平成22(2010)年に国連・子どもの権利委員会から3回目の勧告があり、子どもの権利擁護について不十分な部分が指摘されています。

そのような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26(2014)年に施行されました。また、平成25(2013)年に嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とするなどの民法の一部が改正が行われました。

○経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待(注9)の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。

○近年、虐待や発達障がいなど様々な要因により、支援が必要な子どもが増えていることから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々の子どもの発達を保障していくために、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。

○危険ドラッグは比較的若年層に広がっていると言われ、青少年、家族及び地域社会に対する啓発の強化、再乱用防止の徹底、危険ドラッグの規制強化が急務となっており、県では平成26(2014)年に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、規制を強化しました。

○インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査(平成26年5月)においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。

○平成23(2011)年の大津市で起こったいじめによる自殺死の事件をきっかけに、平成25(2013)年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」が策定されました。

○いじめ問題が大きな社会問題となった平成24(2012)年度は、いじめの認知件数が前年に比べ4倍と大きく増加しましたが、いじめ防止対策推進法制定を受けて、各学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組が今まで以上に行われるようになったことなどから、平成25(2013)、~~26(2014)~~年度のいじめ認知件数は平成24(2012)年度に比べ約1/2に減少しました。平成26(2014)年度の認知件数は、いじめの認知見直し調査があり大きく増加していますが、いじめの初期段階のものやごく短期間に解消したものについてももれなく認知するという姿勢が強まっています。(平成23(2011)年度 78件、平成24(2012)年度 313件、平成25(2013)年度 157件、平成26(2014)年度 ~~141~~52件(平成26(2014)年度は公立のみの数値))

○近年、いじめ・不登校等児童生徒に係る問題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。

多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒たちのサポートをするスクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。

- 学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施する等など、学校の体罰防止に向けた体制整備が求められています。

※（注9）児童虐待：児童の保護者（親等）やその周囲の人間などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄（ネグレクト）すること。児童虐待は、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し、無視など）のように分類される。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるため、自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく理解させながら子ども自身に権利の主体者としての意識を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体者として尊重されるよう、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

また、子どもの人権を守るため、児童虐待防止、いじめ防止等などの啓発に努めます。

（2）相談支援体制の充実

いじめ、不登校など、さまざまな不安や悩みをもつ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、子どもたちが相談しやすい環境づくりが大切です。そのために、スクールカウンセラー等を配置し学校の相談体制の向上充実を図るとともに、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

また、思春期以降の若者が、思春期からの心と身体の健康づくりについて正しい知識を学び、望ましい行動やスキルを身につけることができるよう、思春期からの悩みを支援する相談機関の周知や支援体制を構築するなど、思春期以降の若者が抱える悩みについて、相談体制の充実に努めます。

加えて、保護者に対しても家庭での子育てに関する悩みなどに対応するため、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を強化するとともに、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

（3）親になるための教育の推進

中学、高校生世代の若者に、就労、結婚、子育てなど将来のライフスタイルについて考える機会を提供し、妊娠、出産、育児等に関する知識や情報を提供し、若者が自立して家庭を築くことや結婚、子育てに希望を持つことができるよう支援します。

参加型の出前教室を実施し、胎児心音や、産声を聴いたり、妊婦疑似体験や、新生児と同じ重さの人形を抱くなどの体験を通して、いのちの大切さを体感し、生まれるいのちの尊さを学ぶ取り組みを行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを柱として、市町村（母子保健・児童福祉担当）、児童相談所、保育所、学校、医療機関等の関係機関が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

さらに、県は各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会事務局職員や母子保健担当保健師、保育士等のスキルアップのための研修等を実施し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子どもに対する支援プログラム等の実施により、心のケアを行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう虐待をした親に対する支援にも取り組みます。

(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

支援を必要とする子どもたちに対して、その成長が阻害されることのないよう、教育や生活の支援に加え、経済的支援、保護者への就労支援等、あらゆる対策を講じます。

そして、さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学習支援などの教育支援や子どもの居場所づくりなどの生活支援等の施策を推進します。

さらに、やむを得ない理由により家族から離れて養育を受ける子どもたちに対しては、「鳥取県社会的養護推進計画」の実現を通して、適切な支援を保障します。

(6) 特別支援教育の充実【再掲】

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進等~~など~~、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

(7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

犯罪に巻き込まれる恐おそれがある有害情報の氾濫、薬物乱用など、青少年の健全な育成を阻害する社会環境に対応するため、「鳥取県青少年健全育成条例」、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の適正な運用により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備や子どもを薬物から守るための環境整備に努めます。

(8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。

また、学校においては、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期対応のために、スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置、育成による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣等などによる学校の支援体制の強化を図ります。スクールソーシャルワーカーを配置するなど学校と関係機関の連携体制の強化に努めます。また、学校、学級での良好な人間関係づくりを目指す取組を進め、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止に努めます。

さらに教職員研修を充実させ、学校教職員のいじめ・不登校等への指導力の向上を図るとともに、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、支援するための取組を進めます。

(9) 体罰防止に向けた取組の充実

体罰は児童生徒に対する人権侵害であるとの認識に立ち、体罰のない学校づくりの取組を進めるとともに、万一体罰事象が発生した場合には適切に対応するための取組を進めます。

5 高齢者の人権

【現状と課題】

- 本県は、全国に先駆けて、高齢化が進み、平成26（2014）年4月時点の65歳以上の高齢者は、16万4千人、高齢化率は28.5%となっています。平成47（2035）年には高齢化率は36%にまで上昇すると見込まれ、要介護者や独居一人暮らしなどの高齢者世帯が増加すると推測されています。また、県内には平成26（2014）年4月現在、少なくとも2万人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加する見込みです。
- 高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。
- 一方で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。
- 自治会や地域住民による見守り（地域支え愛活動）を推進するとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を進めていく必要があります。
- 近年、日常的な金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用の援助を必要とする判断能力が不十分な高齢者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題など等が増加しています。また、高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄、身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。
- 高齢者の総合相談は、各市町村の設置する地域包括支援センターが受け付けています。また、介護保険サービス上の苦情に対しては、国民健康保険連合会が窓口を設置して対応しています。必要な体制は整えられていますが、このような窓口の存在をさらに普及していくことが必要です。
- 高齢者の虐待について、平成25（2013）年県内の養介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が1件、養護者による虐待と判断された事例が80件で、多くは家庭内における養護者による虐待でした。（息子43.3%、娘15.5%、息子の配偶者13.4%、夫11.3%）
- 高齢者虐待の防止に向けた対応については、独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成など、平成25（2013）年度の市町村における体制整備等の実施割合は73%と平成24（2012）年度の70%と比べて、徐々に整備が進んでいますが、県は市町村・地域包括支援センター、施設従事者等を対象とした研修の実施など、引き続き支援していく必要があります。
- 虐待の相談・通報窓口として、市町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターがあります。また、判断能力の不十分な人たちの権利擁護を支援し、地域住民で主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進するために、東・中・西部に成年後見支援センターが設立されました。
- 今後、成年後見制度の需要が増大し、成年後見を行うことができる専門職の不足が見込まれる中、各市町村社会福祉協議会との連携体制の充実を図っていく必要があります。

○高齢者虐待を防止するには、虐待がどのようにして起きるのか、また、それはどのようにして知ることができるのかを家族や地域住民も理解することが必要であり、地域に生活する住民の意識向上とそれに基づく行動が大切です。

○今後も継続して、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い需要が増大している成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めることが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」を踏まえながら、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域の活動の中で伝えたり、高齢者を取り巻く様々な社会保障制度についての理解を深めたりしていくことを通して、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら、社会保障制度やユニバーサルデザイン等への理解を深める等^{など}、高齢者の自己実現を図る教育の取組の充実に努めます。

長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう敬老意識の醸成に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

高齢者の様々な相談や支援を行っている「地域包括支援センター」や国民健康保険連合会に設置された介護サービス上の苦情の窓口の周知に努めるとともに、その相談・支援体制の充実に努めます。

また、認知症の人やその家族の電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。

(3) 社会参加・健康づくりの推進

高齢者がシニアボランティアとして活動していただく仕組みづくりや、専門的な知識・技能・資格や趣味活動などの特技を活かし多様に活躍できる仕組みづくりに取り組むことにより、「楽しみながら働きたい」、「目的を持って過ごしたい」、「自分の技能を活かしたい」といった欲求に応じた生きがい就労^{など}を進めます。

また、スポーツ大会の開催等による生きがいづくりや地域の特色を生かした介護予防体操（ご当地体操）などをツールとした介護予防の普及に取り組めます。

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。これらの活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援します。

(4) 福祉サービスの質の向上

介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。

必要なサービスや質の高いサービスに十分な給付がなが提供されるよう、介護サービスの情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により、連携のためのルールづくり等を支援します。

(5) 暮らしやすいまちづくりの推進

県内におけるボランティアや自治会などによる住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進するとともに、住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に提供される体制の構築を推進します。

さらに、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度についての普及啓発に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進のため、県としても成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進し、制度の利用を促進します。

(6) 認知症関連施策の充実

認知症疾患医療センター（県内5カ所）による認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図るとともに、医療関係者及び福祉関係者が多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、この認知症サポーターの存在や活動についての県民への周知を図ります。また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症SOSネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。

さらに、若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進するとともに、若年性認知症の人を支援する支援員の養成などを行います。また、若年性認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症対策に十分な支援を図っていきます。

(7) 高齢者虐待防止対策等の充実

高齢者虐待を防止するためには、早い段階で高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さといった、高齢者や養護者が発するSOSを的確に把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関等との連携協力等の推進や虐待防止への啓発活動を行っていきます。

現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見等の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。

また、県内3カ所（東部・中部・西部）に設置された成年後見支援センターの活動を支援するとともに、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。

6 外国人の人権

【現状と課題】

- 県内には、在住する外国人は、3,797人（外国人住民統計調査：平成26年12月現在）の外国人が暮らしておであり、これは県人口の約0.7%となっていてにあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど約66カ国の方々が在住されています。
- 最近の傾向として、在住外国人の総数は減少傾向にあり、これはアジア諸国（中国、東南アジア地域）から受入れている「研修・技能実習生」の減少に起因しています。一方、「永住者」、「日本人等の配偶者」等などの県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々が増加傾向で、これらは1980年代以降に来日された方々（ニューカマー）です。また、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯によるり定住されるようになった方々（オールドカマー）は横ばい傾向となっています。
- 平成21（2009）年度の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語（母語と日本語）による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」など未だ解決されていない課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。また、最近では「国際結婚」により外国にルーツを持つ子どもやその家族の抱える問題が増加傾向にあり教育現場や地域（家庭）など等で新たな課題にもなっています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取り組みを進めていく必要があり、県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベント等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、多言語による生活情報の提供、専門通訳ボランティアを派遣する等などのコミュニケーション支援などに取り組んでいます。
- しかしながら、昨今の近隣諸国との関係悪化や摩擦を受けて、何かしら日々生きづらさや社会に対する不満を抱えている人々がストレスを解消するはけ口を探している現状など等を背景に、東京や大阪などで在日韓国・朝鮮人特定の民族や国籍の人を排斥などを掲げるする、いわゆる「ヘイトスピーチの問題」が新たに生じています。
- 一方、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、外国人の人権に関することで特に問題があると思うのはどのようなことか、の設問に対し、35.2%の人が「わからない」と回答しており、これら外国人が抱える様々な問題について県民の関心の低さがうかがえます。このことは、「実体験がない」、「学ぶ機会がない」等など様々な原因は考えられますが、外国人の人権にかかる問題を十分伝えていく必要が生じているといえますあります。
- 外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国人の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努めることが必要

です。

【施策の基本的方向】

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

外国人が暮らしやすいまちづくりを目指すため、生活支援、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化や分かりやすい情報提供、住居の安定確保、在留期間の適正な運用のあり方など様々な分野で改善に務めていきます。

また、暴力や差別行為を扇動し、人種、国籍など等に対する差別や偏見を助長し増幅させる、いわゆるヘイトスピーチは重大な人権侵害であるため、法律による規制を国に要望します。

(2) 生活情報の提供の充実

外国人が日常生活を送る上で必要な各種届出、保健・医療・福祉、住宅、雇用・労働、教育、防災などの情報を(公財)鳥取県国際交流財団をはじめ各機関ができるかぎり多言語で提供し、これらの情報を提供する機会や場所の増加に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

(公財)鳥取県国際交流財団において、平成14年度より在住外国人の相談業務等に対応する国際交流コーディネーター(英語・中国語)を配置し対応するとともに、併せて各種専門相談機関や市町村と連携を図りつつ、トリオフォン(三者通話)機能も活用しながら、相談体制の充実を図ります。さらに、外国人コミュニティとのネットワークの構築により当事者への情報発信体制の強化を図りつつ、コミュニティ内にコーディネーターとなりうる方の育成を図ります。

(4) 教育・啓発の推進

学校教育では、鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際理解教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、異なる文化を持つ人々との交流等を通して、外国人が地域で暮らす同じ住民であるという意識を高め、共生社会の実現に向けた行動化を促す教育の取組の充実に努めます。

県や市町村、(公財)鳥取県国際交流財団等が連携し、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベントの開催、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解するなどの国際理解教育を推進します。

(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にされた教育の充実に努めます。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供したりするとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障したりするなど、個々の児童生徒の教育課題実態に応じたきめ細かな支援に努めます。

(6) 外国人の社会参画の推進

県においては、外国人採用の機会の拡充やパートナー県政推進会議の中で住民意見として在住外国人の意見を取り入れるなどを行っています。また、各種イベントや外国人コミュニティと連携した行事など様々な機会を通じて在住外国人の意見の聴取に努めます。

7 病気にかかわる人の人権

【現状と課題】

- 感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族など等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。特に、下記の病気については、より人権に配慮した対応が必要です。
- 平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別・偏見が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。
- 国内のHIV感染者及びエイズ患者は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常的生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになりつつあります。
- したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別や偏見を解消し、HIV感染者・エイズ患者を含む県民全体が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。
- 難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたることから、難病患者が日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく、介護等の多くの負担が生じ、難病患者及びその家族の大きな肉体的・精神的負担が生じています。
- また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって、思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していくため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターによる支援・相談体制の充実が必要です。
- ~~その他、輸血による感染症、精神疾患、がん、難病などあらゆる病気から、病気にかかっている人やその家族、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人に対する様々な人権問題が存在します。~~
- ~~患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。~~

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため性教育や健康教育等の充実を図るとともに、関係機関、団体等と連携しながら自己実現に向けた支援体制の充実に努め

ます。

社会教育では患者・感染者・回復者及びその家族等のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための教育の取組の充実に努めます。

かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習する機会を設け、「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬に実施）を設定するとともに、希望する小中学校や高等学校の学習会に講師を派遣するなど、ハンセン病問題に対する県民の理解を促進します。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発を図るため、青少年、大人等の対象ごとに啓発を行っていくとともに、「世界エイズデー」（毎年12月1日）など等の機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報を実施することで、感染者・患者への偏見や差別や偏見の解消に努めます。

（2）相談支援体制の充実

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場、そして、患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センター等がそれぞれ連携して一層体制を充実すること、あわせて相談窓口を周知することが必要です。

HIV・エイズについては、相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止、感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施等、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおける支援の充実を図ります。

（3）プライバシーに配慮した医療環境の整備

○インフォームドコンセント等の推進

患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。

また、セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）についてはに関する情報提供を行う、ひとつの選択肢であることを周知することも重要です。

○関係職員の意識高揚

プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。

（4）ハンセン病回復者等への支援

ハンセン病回復者と県民の交流を通して、ハンセン病回復者の思いや願いをしっかりと受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組を進めていきます。

また入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費の助成や、里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能団の派遣するなどについて、入所者の希望をお聞きして、入所者の思いや願いに沿った取組を引き続き行います。

(5) HIV感染者、エイズ患者への支援

感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施等など、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。

(6) 難病患者等への支援

○各関係機関の協力体制強化と事業についての情報提供

病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に設置された鳥取県難病医療連絡協議会と鳥取県難病相談・支援センター、さらに各保健所の協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。

○難病患者等への在宅療養支援

また、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など適切な療養の提供に努めます。

○難病患者等の日常生活の支援

さらに、ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活用具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。

8 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。
- 刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）などの民間ボランティア、刑を終えて出所した人等の雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。
- しかしながら、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院など）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障がい者も数多く存在しています。
- そのため、高齢者などの中には退所しても生活困窮や孤立によって再犯に繋がっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。
- このようなことを踏まえ、県では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰の支援を推進していますが、支援に当たり自治体間や福祉関係機関との連携が必要となっています。
- また、平成26（2014）年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、全体の3割の人が刑を終えて出所した人の人権について問題点を問う設問に関して「わからない」と回答し、また、「刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進することが必要」との回答も約17%となっており、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組等を通じて、全ての人が社会で役割を持ち意味ある存在として生活していることを認識する学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけでなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消され、家族、職場、地域社会が理解し協力することが必要です。

法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年7月に社会を明るくする運動等の啓発活動を

実施していますが、本県においても、この偏見・や差別意識を解消するため、同省と連携して意識啓発を推進します。

(2) 相談・支援の充実

再犯防止など更生保護の充実発展のため、啓発や研究等、被保護者への教育・環境調整・医療費支給・食事給付などを行う更生保護団体を支援します。

刑務所等の矯正施設退所予定者及び退所者のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者）については、入所中から矯正施設、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関が連携し、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターにおいて、本人やその家族等からの相談を踏まえ、退所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

引き続き再犯防止など更生保護の充実発展に向けた取組について、国や関係機関と連携し必要な支援をしていきます。

9 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

- 殺人、強盗、窃盗等の犯罪刑法犯認知件数は、平成26(2014)年は4,077件と11年連続で減少(平成15年9,302件、△5,225件)し、や交通事故の発生件数はも平成26(2014)年は1,168件と10年連続で減少(平成16年3,048件、△1,880件)してきていと、件数は減少傾向にあるものの、未だに多くの県民が被害者となつて遭う事件、事故は多く発生しています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、マスメディアの報道取材によるプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害(二次被害)にも苦しめられることがあります。
- 鳥取県人権意識調査(平成26年5月)によると、犯罪被害者等の人権に関して特に問題があることとして、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言われたりする」が48.5%、「精神的なショックにより日常生活に支障を生じる」が45.6%となつてが回答されています。
- とっとり被害者支援センターが平成20(2008)年6月に設立されてから7年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成24(2012)年は242件、平成25(2013)年は153件、平成26(2014)年は138件と減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透していないように思われます。
- 被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには被害者支援の気運の醸成が不可欠であることから、県民一般、地域における被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
- さらに、とっとり被害者支援センターは、被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より被害者に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図る等、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察、とっとり被害者支援センターとの連携による街頭での広報活動、犯罪被害者等を講師に招いての「命の大切さを学ぶ教室」をはじめとする各種講演会等の開催により、被害者等の置かれた現状及び社会的支援の必要性への理解を促すとともに、被害者等に対する支援を行う同センターの活動の周知と認知度の拡大に努めます。

県が県内高等教育機関と連携して実施する公開講座の中で、被害者支援に関する講義を実施するなど、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等を広く県民への理解の促進に努めます。

（2）相談・支援の充実

県では、総合的対応窓口として、相談に来られた被害者等の話を傾聴し、被害者等の実情に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設への斡旋を行います。

県警察では、県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、各警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故の相談対応の充実を図ります。

また、犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程においても大きな負担を負うこともあります。

このため、病院等への付き添いや被害者周辺のパトロール強化をはじめ、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング、医療費等の公費による負担、捜査状況や手続に関する情報提供などにより、犯罪被害者等を支援していきます。

とっとり被害者支援センターでは、様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接によって対応しています。県では、このボランティア支援員の養成にあたり、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。

とっとり被害者支援センターの支援体制の充実強化には財源の確保が不可欠であり、県、県警察、同センターが連携して、啓発活動や企業訪問を行うなど、財政基盤強化に向けた取組を推進します。

10. 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

○性的マイノリティは同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのことをいい、LGBTという言葉で表すことがあります。

LGBT

L：レズビアン (Lesbian)：女性同性愛者

G：ゲイ (Gay)：男性同性愛者

B：バイセクシュアル (Bisexual)：両性愛者

T：トランスジェンダー (Transgender)：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方は様々あります。

身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに對し、少数者という意味であると同時に、社会の中で根強い偏見にさらされ、マイノリティの立場に置かれています。

○大手広告代理店の研究機関が平成27(2015)年に約7万人を対象に実施した調査によると成人男女の7.6%が性的マイノリティであると推計されています。これは学校に置き換えてみれば、一つのクラス(40人学級)のうち2~3人は当事者であるという計算になります。

○性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が偏見や差別や偏見を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。

○平成25(2013)年に支援団体「いのちリスペクト。ホワイト・リボンキャンペーン」が行った「LGBTの学校生活に関する実態調査」においてLGBTの人の約7割がいじめや暴力にあった経験があるという結果があり、学校においては性的マイノリティの子どもがいじめの標的になりやすく、子どもの頃、いじめにあっていたという例が見られ、更にもうその中で自殺を考えた子どもが約3割おり、転校や退学を余儀なくされるなどの深刻な状況があります。

○鳥取県人権意識調査(平成26年5月)では、性的マイノリティの人権に関することで特に問題があると思うことを尋ねたところ、「性的マイノリティに対する認識理解が足りない」が39.1%と最も多く、次いで「わからない」が38.8%となっています。また年齢層が高くなるほど「わからない」と答えた人の割合が高くなっており、その結果から性的マイノリティへの理解が進んでいないことがうかがえます。

○海外では同性婚について1980年代から議論が始まり、2000年に入ってからオランダやベルギーのように同性婚を法的に認める国や地域が現れ、パートナーシップ法などを含めた同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は34か国、65地域に上っています。(出典：国際NGO ILGAホームページ 2015年5月)

○日本においても平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であっても、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました(平成20(2008)年に改正法によって条件を緩和)。また平成27(2015)年4月、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(「同性パートナーシップ条例」)を制定したり、学校や職場において配慮をするなどの動きがあり、性的マイノリティに対す

る取組が少しずつではありますが進んできています。鳥取県内でも性的マイノリティの自助グループが立ち上がっており、当事者に寄り添う活動が広がってきています。

- 多様な性のあり方があることをより多くの人々が認識し、理解が進むように啓発を行っていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、きめ細やかな対応の実施に努めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにするための教育の推進に努めます。

社会教育では、嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁等など、具体的な問題を通して、様々にある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることを大切にされた教育の取組の充実に努めます。

採用等における差別が行われないよう、企業など等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

また、各種書類の性別欄など性的マイノリティへの配慮を必要とするものについても県民の理解を深めるための啓発に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制によって、臨床心理、精神療法などの医療、福祉、法律などの支援の充実に努めます。

1.1 生活困難者等の人権

【現状と課題】

○平成25（2013）年国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は19.4%であり、平成24（2012）年の相対的貧困率（所得（※）の中央値の半分に満たない世帯員の割合）は16.1%と国民の約6人に1人が貧困状態であることが示され、一方、女性についてみると、勤労世代（20歳から64歳まで）の単身女性は3人に1人が、未成年の子どもがいる母子世帯では57.6%が貧困状態にあります。また、OECD調査における相対的貧困率は1980年代半ばから上昇しており、日本において所得格差が広がっていることを表しています。

○この原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、そして「賃金格差」が考えられます。

賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象業務事業の拡大、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態（非正規雇用）が増加したことなどが挙げられ、昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金によるワーキングプアに苦しむ人が急増し、社会的に大きな問題となっています。

○このような不安定な雇用と低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等により生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていく必要があります。

○平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所（19箇所）に設置されており、丁寧に就労支援を実施して行っています。

○こうした中、平成27（2015）年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援することが可能になりました。

~~平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所（19箇所）に設置されており、丁寧に就労支援を実施して行っています。~~

○本県におけるホームレス数は、平成23（2011）年の全国調査では2人、平成27（2015）年の全国調査でも2人でした。（参考：平成15（2003）年の全国調査では13人）ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動や、通行人等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、関係機関と連携して適切に解決を図ることが必要です。

※この「所得」とは等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値のこと）をいう。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、経済的な生活困難にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら必要な支援を行うとともに、これからの福祉社会のめざすべき方向等、経済に関する課題について自ら考えようとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら雇用施策・福祉施策の在り方について考える等など、社会的課題の解決につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

ホームレスについては、偏見や差別や偏見等が散見されるため、これらを解消し、正しい理解を促進するために、法務省において、平成16（2004）年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施していますが、本県においてもこれに協調して意識啓発を推進します。

(2) 生活困難者等への自立支援

最低限の生活を保障するセーフティネットである生活保護制度及び経済的に困窮する者を支援する第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度に係る県内市町村に設置された相談窓口の円滑な運用がを図られるように努めるとともに、支援します。また、生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適用能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行います。それぞれの能力や状況に応じて経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立について助長していきます。

(3) 生活困難者等への就労支援

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより生活困窮に直面した人については、早期就労に結びつくよう東中西部の各圏域に設置した就業支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。

特に、就労が可能で、高い就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な支援を推進します。

(4) 正規雇用に向けた就労支援

若者が定着し、全ての県民が活躍できる社会を実現するため、H27(2015)年度からH30(2018)年度の4年間、「正規雇用1万人チャレンジ」に取り組みます。

企業誘致、地元企業新たなビジネス展開支援等による「魅力的な雇用の場の創出」だけでなく、女性など多様な人材の就労支援等による「県内外からの人材確保・育成」、非正社員から正社員への転換支援等による「雇用の質の向上」の3つの柱で正規雇用増を推進します。

12 インターネットにおける人権

【現状と課題】

○情報発信技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末も多様化（パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・音楽プレーヤーなど）しています。

倫理観の欠如した無責任な情報発信、プライバシー侵害、名誉毀損、人種差別や部落差別を助長する書き込み等が発生し、情報が瞬時に広範囲に広がり削除が難しいため影響が大きく、深刻な人権問題となっています。

○平成26（2014）年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、インターネット上の書き込み等で個人のプライバシーが守られていないと感じた事があるという回答が約27%ありました。また、インターネット上で問題があると思われることは「無断で他人のプライバシーに関することが掲載される」「他人を誹謗中傷する表現が掲載される」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」という回答が上位を占めました。

○「プロバイダ責任制限法」によって、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在し、地方法務局など等の法務省人権擁護機関は個人の相談に応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。

しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁であるため、侵害情報は頻繁に流通しています。

本県においては、インターネット上での差別的書き込み等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じるよう国へ要望しています。

○こうした中、インターネットに接続する機能を有するゲーム機の普及や、インターネットを使ったコミュニケーションが拡大していることから、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、平成26（2014）年、「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、販売業者の説明義務や保護者の監督責任を盛り込みました。

○本県では、平成27（2015）年に「インターネットの利用に関するアンケート」（小学校6年生、中学校2年生、高校2年生とその保護者、未就学児の保護者を対象）を実施しました。インターネットの利用率は小学校6年生で約80%、中学校2年生で約86%、高校2年生で約96%となり、利用機会の拡大と利用の低年齢化が進んでいます。

また、小学生の約13%、中学生の約28%、高校生の約38%が「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答しています。特に、「使いすぎて睡眠不足になった」「メール等が気になりスマートフォン等が手放せない」など健康な育ちが損なわれているような回答が増加しています。

そのほか、「人間関係のトラブルがあった」「勝手に写真や個人情報を掲示板などに載せられた」「メール等による悪口を送られた」など誹謗中傷、無許可による画像掲載などのトラブルも増加しています。本県では、平成24（2012）年度に「小・中・高校生へのケータイ・インターネット等の利用に係る実態調査」を実施しました。平成21（2009）年の調査と比べ、小・中・高校生ともに携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率が上がり、インターネットの利用が低年齢化しています。

また、~~中・高校生の6割、小学生の4割が携帯電話（スマートフォンを含む）で何らかのトラブルを経験しているという結果も出ています。特に、近年はプライベート画像の流出や、誹謗中傷、無許可による画像掲載などSNSによるトラブルが増加しています。~~

○他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。

教育現場では情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開していますが、保護者への啓発等家庭教育と連携した取組も必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、インターネットの特性とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法について理解を深める等~~など~~、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育啓発の充実に努めていきます。

併せて、青少年の携帯電話（スマートフォン）やゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続可能な機器による有害情報の閲覧の防止のため、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力に応じてペアレンタルコントロール（注9）が適切に実施されるよう、保護者への普及啓発に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなどインターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、本人による削除依頼の対応等を助言するほか、インターネットに関する法律・制度についての情報提供を行います。

また、ネットいじめを含む子どもに関わるさまざまな不安や悩みについて、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

(3) インターネット上での人権侵害行為への対応

法務省人権擁護機関、市町村と連携して人権意識を高めるための啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書き込み等に対して、プロバイダ等に削除要請をするなどして、被害の拡大防止に努めます。

また、児童生徒を対象にしたネットパトロールを実施して、インターネットを使ったコミュニケーションツールや掲示板等への書き込みによる人権侵害行為について早期発見と早期対応に努めます。

(4) 青少年の健全な育成のための環境整備

家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロールや家庭でのルールづくり、フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能の活用などの普及を図り、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に努めます。

また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれな
いよう、メディアの送り手を含めた関係団体やNPOと協働し、フォーラムや草の根的な学習
会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者の啓発を図ります。

(注9) ペアレンタルコントロール：青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同
意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと

1.3 ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

- ユニバーサルデザイン（以下「UD」という）とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。本県では、県民が集まる公共施設などにおいてUDの考え方を取り入れた施設づくりや環境を推進しています。
- もともと物づくりの視点から生まれた考え方ですがUDで、近年では、社会の仕組みや制度づくりも含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きが広がっています。UDは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方であり、近年は、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの必要な考え方を取り入れ、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展していこうとする動きが広がっています。一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、引き続き、他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学ぶ機会を提供し、UDの考え方を広めひろめていくことが必要です。
- 本県では、UDの考え方の理解を深めるため、平成17（2005）年よりから県民や地域、企業等を対象とした出前講座や研修会、啓発キャンペーン等などの普及啓発活動を行っています。るが、認知度向上につながっていない現状があり、講座など通してUDの考え方を促し、県民に対して「人権尊重の意識の高揚」に向けた取組が求められる。
- また、平成21（2009）年度から、学校教育との連携により、児童生徒を対象とした出前授業を行っており、年々、授業の実施を希望する学校が増加しています。将来を担う子どもたちが、UDの大切さを学ぶ機会が増えています。ことで、学校生活や日常生活などに結びつけていく必要があります。
- しかし、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、UDについて「内容・意味についてよく知っている」と答えた方は21.6%ですが、一方、「言葉は聞いたことがあるが、内容、意味についてはよく知らない」と答えた方は32.1%であり、理解認知度は決して高いとは言えず、ません。特に高齢者をはじめとして、県民へのUDの認知度向上につながっていない現状があります。UDの考え方を周知するための積極的な取組が必要です。
- また、一般的な色覚の人以外は、色の配慮が不十分な社会における弱者として、「色弱者」と呼ばれていますが、先天色覚異常とされる日本人の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人（※）が色弱者であり、日本全体では約320万人いになると言われています。これらの色弱者の方は、視力に問題はなく細かいものまで十分見えますありませんが、赤と緑の色が見分けにくいなど、一部の色の組み合わせについて、一般的な色覚者と色の感じ見え方が異なります。「多様な色覚に配慮して、できる限りすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮する」カラーUDを推進していくことが必要です。
- 本県ではカラーUDの取組を積極的に進めているところですが、カラーUDの考え方について、県民に知られていない現状があり、ガイドブックなどを作成することにより、研修会やセミナー等を開催するなどことにより、広く県民に「色づかいの配慮の大切さ」を普及啓発していく必要があります。
- また、不特定多数が使用する公共施設や文化施設、医療機関等に設置してある案内板やサイ

ン等の調査を行い、県内施設が、だれでも「わかりやすい色づかいになっているか」の点検を含め、改善及び整備を促していく必要があります。

(※) 色弱者とされる日本人の割合：遺伝による錐体視物質の異常でX連鎖性遺伝（伴性劣性遺伝）をし、日本人での頻度は男性の約5%、女性の0.2%。 出典元：日本眼科学会HP

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育・社会教育を通じて、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という）の考え方（すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきである）への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾けたり、学習集団の中にある困り感の克服を共に考えたりするなど、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の取組の充実に努めます。

啓発においては、UD製品に触れる体験や他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらう出前授業や体験学習等及び地域や企業等の研修会などに出向いてUDの説明をする出前講座などをおし、県民へUDの考え方や大切さを学ぶ機会を提供します。

(2) カラーUDの推進

色の配慮が不十分な社会における弱者（色弱者）の方や超高齢化社会を迎えるにあたって、色づかいに配慮の必要な方（弱視）の立場に色覚は老化に伴う目の疾患によって、視力が低下するとともに変化します。色弱者の方や高齢者の立場に立った「色づかいの配慮や大切さ」を学ぶセミナー、研修会等を実施し、県内におけるカラーUDの普及啓発を図ります。

(3) 関係機関等との連携

ユニバーサルデザインUDの考え方を社会全体に普及させていくには、県だけでなく、市町村、企業などと連携しながら積極的に推進するとともに、専門家などの意見を聞くなどし、UDの更なる普及啓発を進めます。

(4) 公共施設等のユニバーサルデザインUD化の推進

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインUDに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

また、タクシーのユニバーサルデザインUD化等による地域交通のモデルづくりに取り組むとともに、あいサポート運動を更に進めて観光地等での接遇やおもてなしの向上を図ります。

1.4 様々な人権

【現状と課題取組】

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんを始め、拉致された疑いのある方々がおおり4名あり、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動を行っています。また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている方が県内には多く生活されています。が、誤解や偏見の目で見られる場合もあります。さらにまた、犯罪の被害者とその家族の苦しみはもちろんです、加害者の家族もまた想像を絶する困難を強いられていることはあまり知られていません。

私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、差別と偏見や差別をなくしていくことが大切です。

【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

○1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、平成27（2015）年2月27日現在で877人に上ります。

○平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていませんでした。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、平成27（2015）年2月27日現在で877人に上ります。

○国は、平成18（2006）年、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。

○平成26（2014）年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施する意思を表明し、同年7月、特別調査委員会を立ち上げ調査を開始しました。これを受け、日本政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除しました。が、特別調査委員会からの報告は今もなく、膠着状態が続いています。

○拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため、県では「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示などを行っています。

【東日本大震災等災害に関する人権問題】

○平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と

津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。平成27（2015）年5月25日～28日現在、県内には66,633世帯、154,146人の方が故郷を離れ生活されています。

○このような中、放射線被ばくについての風評等による人権問題や、避難生活の長期化に伴う、避難者への支援金等に対する生活しているとの誤解や偏見などもを気にして、出身地や避難者であることを周囲に伏せながら生活している方もあります。

○また、一般的に災害に遭われた方々は、「被災者」として一括りにされがちですが、避難所での生活では、なかでも高齢者や障がい者、病人、子ども、言葉の壁のある外国人などといった、特別な援助や配慮を必要とする、いわゆる「災害時要援護者要配慮者」と呼ばれる人たちの場合、その困難はより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況や就労状況によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペースの確保、一人暮らしの女性や乳幼児のいる家庭など被災者の状況に応じた間仕切りの配慮などが必要になります。

○県では放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見風評による人権侵害が生じないように啓発活動を行います。また、東日本大震災により避難されてきた方に対し、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っています。

○災害時要援護者要配慮者の避難について、避難所運営マニュアルに沿った対応ができるよう訓練を実施するとともに、市町村に対しても県が作成したマニュアルを参考とした避難所運営体制を整備するよう支援します。

○また、東日本大震災により避難されてきた方に対し、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っています。

【アイヌの人々】

○アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府はいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

○また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

○政府は、平成19（2007）年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20（2008）年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成21（2009）年7月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成22（2010）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

○本県でも国と連携し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

【個人のプライバシー】

- プライバシーの権利は、憲法 13 条を根拠として認められる人権のひとつで、「ひとりで居させてもらいたいという権利」として、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権的意味で把握されましたが、情報化社会の進展に伴い、今日では「自己に関する情報をコントロールする権利」という積極的な権利を意味すると考えられるようになってきました。
- 情報化社会の進展により、情報はますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されており、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠です。しかし、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も大規模となります。
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。
- 本県においても、平成 11（1999）年 3 月「鳥取県個人情報保護条例」を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきました。
- その一方で、「個人情報保護法」の誤解や拡大解釈による、いわゆる過剰反応問題も指摘されています。過剰反応については、東日本大震災において要援護者の情報が提供されない等が問題となりました。その後、「災害対策基本法」に災害発生時の情報提供が明記されたこと等により、混乱は収束しつつあるといえますが、認知症行方不明者の情報提供等の問題も指摘されています。
- さらに、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」の導入により、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になったり、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるなどのメリットがある一方、個人情報の流出への懸念、あるいは、なりすましによる被害の危険性も指摘されています。行政・民間企業そして個人が、今以上に個人情報の適正な管理を求められが問われることとなるものと考えられます。
- 就職や結婚などの際に、出身地、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査については、プライバシーの著しい侵害であることは明らかなです。しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。

【職場における人権問題】

- 従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありました。職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、マタニティーハラスメント（マタハラ）など）が新たに大きな問題となって表面化しています。
- 職場内のいじめや各種ハラスメント行為は、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない人権侵害

行為ですが、当事者である労使が問題の重要性に気づいていなかったり、業務上の指導との線引きが難しいといった理由から、防止のための取組が困難であると感じているケースも少なくありません。

○平成26（2014）年度、鳥取労働局雇用均等室に寄せられた「男女雇用機会均等法」等にかかる相談件数は784件でした。うちマタハラに関する相談が過去最高の30件（前年比4割増）にのぼり、初めてセクハラに関する相談件数（27件）を上回りました。

○セクハラ防止のため、事業主は雇用管理上必要な措置を取るよう「男女雇用機会均等法」により義務付けられているほか、マタハラ防止のための法整備についても議論が進んでいるところですが、事業主、労働者が協力して、一人ひとりの人格を尊重する職場環境を作っていくことが大切です。

○鳥取労働局及び各労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、各種ハラスメント行為など、労働問題に関するあらゆる分野について、専門の相談員が面談あるいは電話で相談を受け付けています。また、鳥取労働局では、個別労働紛争について、助言・指導やあっせんも行っています。

○鳥取県労働委員会は平成14（2002）年から個別労使紛争に係る相談を行っており、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21（2009）年4月に労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）を委員会内に設置し、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）と連携した合同相談会を開催するなど、労使間の問題解決を支援しています。また、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）において労働者や使用者からの各種相談を受け付け、鳥取労働局、各労働基準監督署、ハローワーク、鳥取労働委員会などの関係機関と連携を図って職場内の問題解決を支援しているほか、社会保険労務士を県内企業に派遣するなど、いじめ、各種ハラスメント防止の普及啓発等の職場環境の改善に取り組んでいます。

○さらに就職の機会均等を図るため国（労働局）と協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進しています。

【ひきこもり】

○近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。

平成22（2010）年7月の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態（注11）にある人推計数は、23～26万人と推計されています。

○ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合って生じるとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうることだと言えます。ひきこもり状態の者への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

○鳥取県では平成14（2002）年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成21（2009）年度よりこれらの事業を「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、実施しています。

※（注11）ひきこもり状態：病気が原因ではなく、学業や仕事に就かないで日常生活の大部分を自宅で過ごし、長期間にわたって家族以外の人とコミュニケーションをとることができない状態

第4章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとしています。

庁内においては、副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

また、人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、人権に関する施策の取りまとめを行いチェックをするとともに、「人権尊重の社会づくり協議会」において報告します。また、鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの定期的な実態調査や年度ごとの取りまとめを行い、その結果を少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

これらの施設が市町村、関係機関、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、指導者や指導者講師の養成、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、企業や関係団体、NPO等民間団体、企業等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民がその担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことがいかせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができると差別と偏見のない社会

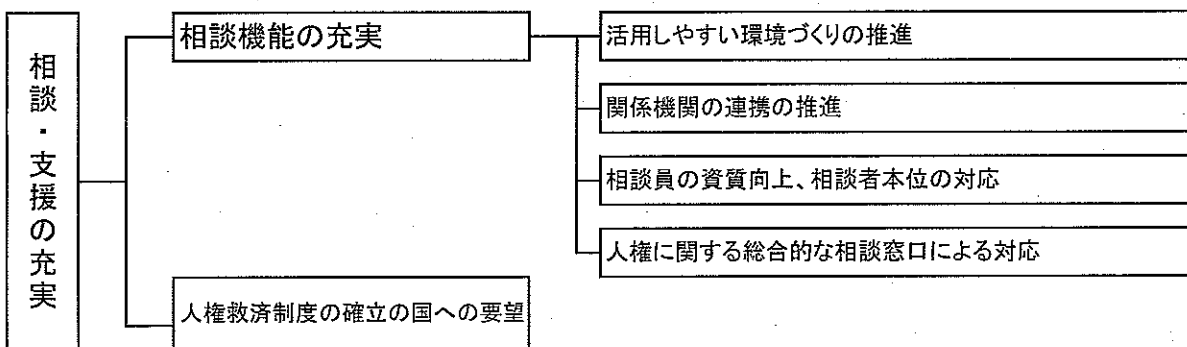
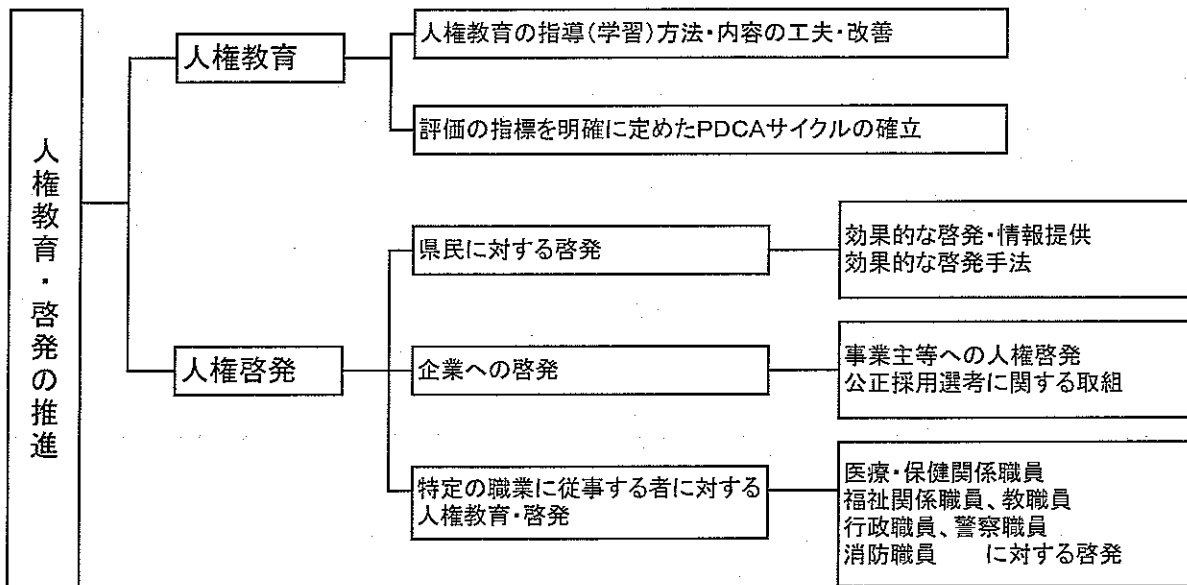
基本理念

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築

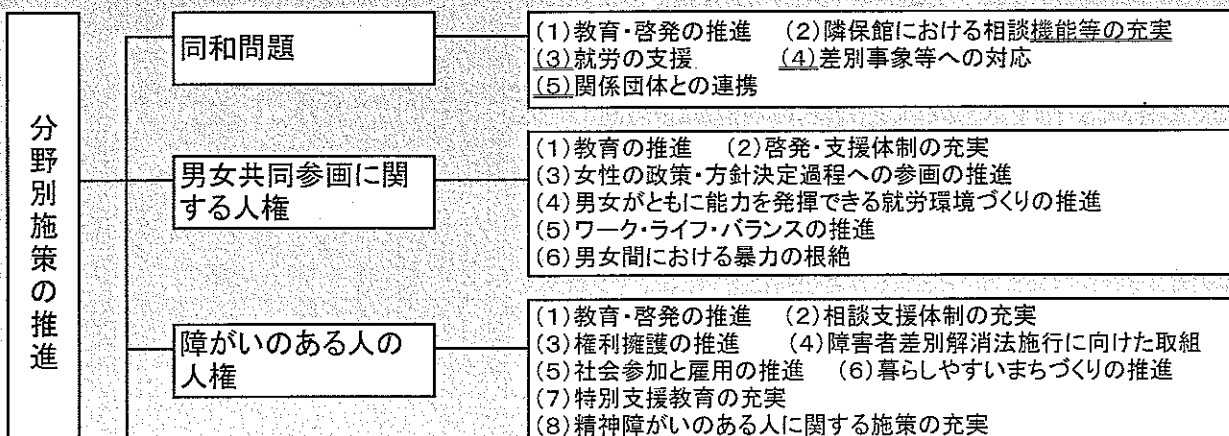
人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

人権施策の推進方針



分野別施策の推進



分野別施策の推進

子どもの人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)親になるための教育の推進 (4)児童虐待防止対策の充実 (5)要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6)特別支援教育の充実【再掲】 (7)青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (8)いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (9)体罰防止に向けた取組の充実
高齢者の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)社会参加・健康づくりの推進 (4)福祉サービスの質の向上 (5)暮らしやすいまちづくりの推進 (6)認知症関連施策の充実 (7)高齢者虐待防止対策等の充実
外国人の人権	(1)暮らしやすいまちづくりの推進 (2)生活情報の提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)教育・啓発の推進 (5)外国人児童生徒に対する教育の充実 (6)外国人の社会参画の推進
病気にかかわる人 の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4)ハンセン病回復者等への支援 (5)HIV感染者、エイズ患者への支援 (6)難病患者等への支援
刑を終えて出所した 人の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実
犯罪被害者等の人 権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実
性的マイノリティの 人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実
生活困難者の人権	(1)教育・啓発の推進 (2)生活困難者への自立支援 (3)生活困難者への就労支援
インターネットにおけ る人権	(1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)インターネット上での人権侵害行為への対応 (4)青少年の健全な育成のための環境整備
ユニバーサルデザイ ンの推進	(1)教育・啓発の推進 (2)カラーUDの推進 (3)関係機関等との連携 (4)公共施設等のUD化の推進
様々な人権	◆北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ◆東日本大震災等災害に関する人権問題 ◆アイヌの人々 ◆個人のプライバシー ◆職場における人権問題 ◆ひきこもり

人権施策の推進体制

人権 施策の 推進 体制	県の推進体制 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、人権尊重の社会づくり委員会(庁内)、意識調査等の実施)
	鳥取県人権文化センター等との連携・協働
	国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働